

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金 額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
愛知腎臓財団	年会費	200,000	50,000	10/18、31 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公財	都道府県所管
青森医学振興会	年会費	100,000	100,000	6/28	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
医療研修推進財団	年会費	150,000	25,000	4/22、、5/8、10、30、6/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公財	国所管
	医師臨床研修マッチングに係る有料職業 紹介事業に係る手数料	816,900	—	10/28、31、11/1、29、12/27 ※複数施設から支出	—		
魚津市医師会	年会費	162,000	12,000	5/22、9/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
大阪府看護協会	講習会受講料	209,010	—	4/2	—	公社	都道府県所管
岡山医学振興会	日本遺伝子治療学会学術集会寄付金	200,000	—	4/1	—	公財	都道府県所管
岡山県医師会	年会費	702,000	18,000	1/16、31 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
神奈川県病院協会	年会費	652,800	163,200	7/25、31、12/19、1/31 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
川崎市医師会	年会費	523,400	523,400	6/28	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
原子力安全技術センター	放射線障害防止法に基づく定期検査料	780,200	—	6/10、2/27 ※複数施設から支出	—	公財	国所管

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金 額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
長凌医学振興会	年会費	150,000	50,000	7/22、8/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公財	都道府県所管
産業医学振興財団	定期購読料	183,780	—	4/1、25、30、5/7、1/27、 2/28、3/25 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
静岡県病院協会	年会費	138,000	138,000	6/28	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
千葉県医師会	年会費	386,000	386,000	6/10	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
鳥取県看護協会	研修受講料	460,000	—	8/5	—	公社	都道府県所管
鳥取県西部医師会	年会費	328,000	328,000	9/30	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
富山県医師会	年会費	116,000	12,000	5/22、9/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
日本アイトープ協会	RI廃棄物処理料	1,168,419	—	10/2、2/25	—	公社	国所管
日本医師会	年会費	309,000	9,000	4/8、5/8、22、6/3、7/8、 8/1、9/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	国所管
	臨床検査精度管理調査参加費用	1,196,660	—	6/21、7/1、2、3、4、5、8、9、 11、19、22、25、30、31、 8/1、5、15、20、30 ※複数施設から支出	—		
日本医療機能評価機構	認定病院患者安全推進協議会年会費	1,260,000	60,000	4/1、10、12、15、22、25、 30、5/8、10、31、6/10、11、 20、27、8/12 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公財	国所管
	産科医療補償制度掛金	2,970,000	—	4/30、5/27、6/27	—		
	病院機能評価料	4,620,000	—	7/5、10、12、12/20 ※複数施設から支出	—		

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
日本中毒情報センター	年会費	310,000	10,000	4/8、11、15、2/17 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管
日本透析医会	年会費	370,000	10,000	4/1、12、15、17、18、22、25、30、5/1、10 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
日本人間ドック学会	年会費	260,000	30,000	4/4、5/1、7、31、7/30、31 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
広島県産婦人科医会	年会費	135,000	45,000	8/21	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
福岡県病院協会	年会費	100,000	50,000	4/15、5/29 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
ボイラ・クレーン安全協会	ボイラ性能検査料	523,425	—	5/10、13、8/1、12、10/4、31、12/16、24 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
宮城県医師会	年会費	427,000	21,000	5/20、31、7/19、31、8/9、9/25、9/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
横浜市病院協会	年会費	261,000	261,000	10/31	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
和歌山県病院協会	年会費	470,000	470,000	5/30	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。